3

会計1級では主に「複数施設を有する社会福祉法人における統括会計責任者・職業会計人・会計事務所職員」に必要とされる、より専門的で高度な内容を問うとしている。そこで、本問では、作成された計算書類等について検証を行う統括会計責任者等の立場にある者が適切な検証を行うための体系的な知識を有しているかどうかを問うものである。

解答の道筋としては、前期令和4年度末の法人単位の貸借対照表(誤りは含まれていない。)を出発点として、令和5年度の期中取引(<資料2>)及び決算整理事項(<資料3>)を反映させて作成される正しい法人単位事業活動計算書及び法人単位貸借対照表と、問題文7頁8頁に記載された法人単位事業活動計算書及び法人単位貸借対照表(以下、「現状の計算書類」という。)とを比較したうえで誤って処理された内容あるいは決算整理等として反映すべきものであるが未反映の内容を特定したうえで修正仕訳を示していく。

そこで、(1)の解答にあたって<資料3>の内容を順に検証していく。

<資料3>①現金過不足等の処理について

前期の貸借対照表における現金預金 57,384 千円+138,304 千円 (<資料 2 >借方) -123,899 千円 (<資料 2 >貸方) =71,789 千円 (現状の計算書類の「現金預金」残高と一致)

① (イ) 及び (ロ) よりあるべき現金預金の残高は 71,780 千円 (=90 千円+232 千円+4,932 千円+66,526 千円) であるが、現状の計算書類の残高は上記のとおり 71,789 千円であることから現金過不足の処理が行われていないことが判明する。

そこで、現状の計算書類の現金預金の金額をあるべき現金預金の残高にするために、解答のとおり (借方) 雑損失9(貸方) 現金預金9という仕訳を計上することとなる。

なお、①(ロ)の特別会計(施設整備等積立資産)14,813千円は流動資産に含まれずその他の固定 資産として計上する必要があるが現状の計算書類の施設整備等積立資産と合致しているため特段修正 が必要な事項はない。

<資料3>②事業未収金及び徴収不能引当金の処理について

令和6年3月31日現在の事業未収金38,508千円の内訳が問題文の12頁に示されている。これによれば、利用者に対する事業未収金2,200千円が発生時期、どの利用者に対するものか不明の状況であることが判明している。これは「経理規程第58条に定める徴収不能引当金に関する細則」(抜粋)の第2条第2項(1)の定義に該当すると考えられることから個別評価債権として取扱い、同細則第2条第2項(2)にしたがいその50%(=1,100千円)を徴収不能見込額として徴収不能引当金を計上する。

次に、その他には個別評価債権はないことから一括評価債権は 36,308 千円 (=38,508 千円-2,200 千円)となるが、一括評価債権に対しては問題文並びに同細則の第 2 条第 3 項の規定よりその 0.5%相当額 (=181 千円 $\stackrel{.}{=}$ 181.54 千円=36,308 千円×0.5%、問題文の冒頭より千円未満の金額切り捨て)を 徴収不能引当金とするとある。

したがって、徴収不能引当金の合計額は 1,281 千円 (=1,100 千円+181 千円) となるが現在の令和 6 年 3 月 31 日現在の貸借対照表の徴収不能引当金は前期から変動がなくあるべき金額 1,281 千円となっていないことから解答のとおりその差額 (借方) 徴収不能引当金繰入 1,089 (貸方) 徴収不能引当金 1,089 という仕訳を計上することとなる (=1,281 千円-192 千円)。

なお、事業未収金や徴収不能引当金についてその他に修正が必要な問題文の指示はない。

<資料3>③未収補助金についての処理について

現在の令和6年3月31日現在の貸借対照表の未収補助金は一(ゼロ)となっているが、③の問題文のとおり補助金の交付決定通知書である「令和5年度サービス提供充実にかかる補助金の交付決定通知書」に基づくと発生主義の観点から令和5年度の未収補助金として計上しなければならない。したがって、解答のとおり(借方)未収補助金5,874(貸方)介護保険事業収益5,874という仕訳を計上することとなる。

なお、当該未収補助金については②の指示のとおり重要性の観点から徴収不能引当金を計上する必要はない。

<資料3>④施設整備等補助金収益等について

現在の令和5年度の法人単位事業活動計算書上、施設整備等補助金収益として12,909 千円、同額国庫補助金等特別積立金積立額が計上されており、既に適切な処理が行われている。したがって、特段④にかかる事項として修正が必要な事項はない。

<資料3>⑤貯蔵品について

現在の令和6年3月31日現在の貸借対照表上貯蔵品は1,993千円計上されており、すでに棚卸しの結果が適切に計算書類に反映されているものと考えられる。したがって、特段⑤にかかる事項として修正が必要な事項はない。

(参考) A法人が既に計上している仕訳

前期末分:(借方)介護用品費(事業費)2,112(貸方)貯蔵品2,112 当期末分:(借方)貯蔵品1,993(貸方)介護用品費(事業費)1,993

<資料3>⑥車輌費等の処理について

問題文によれば納車費用は付随費用とされており本来車両の取得価額に含めるべきところ、車輌費 (事業費)として計上されていることから、解答のとおり(借方)車輌運搬具2(貸方)車両費(事業費)2という修正仕訳を計上する必要がある。

なお、取得価額を2千円修正することで修正が必要と考えられる減価償却費の額は千円に満たない ことから、問題文の冒頭の計算結果が千円に満たない場合には仕訳を示す必要はないという指示にし たがって仕訳は計上しない。

<資料3>⑦固定資産の減損処理について

問題文によれば、固定資産の時価はそれぞれ次のとおり計算される。

よって、このうち減損処理しなければならないのは、時価が取得価額(帳簿価額)より著しく低い、 具体的には時価が取得価額(帳簿価額)から概ね50%を超えて下落している状態にあるC土地である (会計基準省令第4条第3項、運用上の留意事項22参照)。

しかしながら、現在の令和5年度の法人単位事業活動計算書上、資産評価損が計上されておらず、 現在の令和6年3月31日現在の貸借対照表上その他の固定資産の土地は15,000千円と表示されていることからも減損処理が行われていないと考えられる。

したがって、解答のとおり (借方) 資産評価損 3,750 (貸方) 土地 3,750 という仕訳を計上する必要がある。

	区分	帳簿価額(千円)	時価(千円)
A土地	基本財産	30, 000	$32,250 \ (=25,800 \div 80\%)$
B土地	その他の固定資産	10, 000	$6,000 \ (=4,800 \div 80\%)$
C土地	その他の固定資産	5,000	1,250 (=1,000÷80%) (※)

(※)現在遊休の状態にあることから使用価値はゼロとされている。相続税評価額に基づく時価の方が 使用価値よりも高いことから 1,250 千円を時価とする。

<資料3>⑨事業未払金の計上について

問題文から、仕入先 P 社、Q 社、T 社、V 社にかかる事業費は決算日である令和 6 年 3 月 31 日までに納品、検収されており、令和 5 年度の決算に費用計上する必要がある。しかしながらいずれも未処理であることから、解答のとおり(貸方)事業未払金 1,860 として(借方)にそれぞれの勘定科目(事業費)とする仕訳を計上する必要がある。

<資料3>⑩設備資金借入金の長短分類について

問題文の表から、1年以内返済予定設備資金借入金として令和6年3月31日の貸借対照表に表示しなければならない金額は令和6年4月から令和7年3月までの間に返済される10,829千円であるべきところ、現在の令和6年3月31日現在の貸借対照表上1年以内返済予定設備資金借入金は9,163千円と表示されている。したがって、解答のとおり(借方)設備資金借入金1,666(貸方)1年以内返済予定設備資金借入金1,666という修正仕訳を計上する必要がある。

<資料3>⑪賞与引当金等の処理について

問題文から令和6年3月31日の貸借対照表に賞与引当金として計上するべき金額は6,206千円(= (6,420千円÷6か月×5か月(11月~3月分)×116%)であるところ、現在の令和6年3月31日現在の貸借対照表上同額の賞与引当金が計上されている。したがって、すでに賞与引当金の計算結果が適切に計算書類に反映されているものと考えられる。したがって、特段⑪にかかる事項として修正が必要な事項はない。

次に、(2) について、上記の(1)の仕訳を反映させた結果、前期末支払資金残高、当期末支払資金 残高は次のとおりとなる(令和4年度の貸借対照表に誤りはないことから前期末支払資金残高は令和5 年3月31日現在の貸借対照表から算出すればよい。)。

前期末支払資金残高: (数値は令和5年3月31日現在の貸借対照表から引用)

流動資産 101,756 千円+徴収不能引当金 192 千円- (流動負債 22,225 千円-1 年以内返済予定設備資金借入金 9,163 千円-賞与引当金 5,254 千円) = **94,140 千円**

当期末支払資金残高: (数値は予め問題文に示された令和6年3月31日現在の貸借対照表に上記(1)の修正仕訳の数値を引用)

流動資産 112,098 千円-現金預金 9 千円(上記の(1)の資料①に関する修正金額)+未収補助金 5,874 千円(上記の(1)の資料③に関する修正金額)+徴収不能引当金 192 千円-(流動負債 22,357 千円+事業未払金 1,860 千円-1 年以内返済予定設備資金借入金 9,163 千円-賞与引当金 6,206 千円)= 109,307 千円

よって、当期資金収支差額合計は上記の差額の15,167千円(=109,307千円-94,140千円)となる。